

構造上専ら身体障がい者等の利用に供する 自動車の自動車税の減免について

構造上身体障がい者等の利用に供するためのものと認められる自動車で、一定の要件を満たすものについては、自動車税が減免になる制度があります。

1 減免の対象となる自動車

特種用途車（いわゆる「8ナンバーの自動車」）で、自動車検査証に次の記載があるものについて、減免の対象となります。

- (1) 入浴車
- (2) 車いす移動車又は身体障がい者輸送車
(ただし、(2)については次の要件を満たすものに限ります。)

<要件>

一つの車いす固定装置等ごとに一人の介護者席及び運転者席を加えたものが身体障がい者等の利用に供する座席数とし、この座席数が次の計算式において60%以上である場合

$$(\text{車検証上の車いす固定装置等数} \times 2 + \text{運転者席} 1) / \text{車検証上の最大乗車定員}$$

- ※ リース車であっても減免の対象となります。この場合、申請者はリース会社（納税義務者）となります。
- ※ 自家用・営業用の別は問いません。

2 減免申請の手続き

【申請先】自動車税を課税した県税・総務事務所

- ※ 新規登録車については、自動車税申告書（報告書）提出時に、宮崎県税・総務事務所課税第三課にて申請してください。
宮崎県税・総務事務所課税第三課の電話番号：（0985）51-4269

【申請期限】当該年度の自動車税の納期限の日まで

- ※ 新規登録車については、自動車税申告書（報告書）提出時のみ減免申請を受け付けています。
- ※ 申請期限後の申請は受け付けることができません。

【申請に必要な書類】

- ①自動車税減免申請書＜様式第196号の2の3（その2）＞
(各県税・総務事務所に備え付けております。
また宮崎県庁ホームページからダウンロードもできます。)
- ②自動車の写真（注）
(ただし、新規登録車の申請の場合、自動車の写真の添付は不要です。)
- ③自動車検査証（車検証）
- ④納税通知書（既に届いている場合）

(注) ②自動車の写真は、次のとおりナンバープレート、車体形状及び構造変更部分が確認できるものを添付してください。

- ・自動車のナンバープレート及び車体形状が確認できる写真（前面、側面、後面の写真）
- ・「車内で車いすを固定するための装置」や「車いすのままの状態で乗せたり降ろしたりするための装置」等、構造変更が加えられた部分の写真

3 減免額

減免が承認された場合、当該自動車税の税額の全部を減免します。

《 続く 》

4 減免が承認された方へ

減免が承認された年度の翌年度以降については、毎年２月頃に自動車税を課税した県税・総務事務所が送付する書面（調査票）により使用状況の確認を行います。

ご回答いただいた調査票に基づき減免要件との照合を行い、審査の結果承認となった場合は、次年度においても継続して減免が適用されます。

なお、回答期限までに回答されなかった場合や、回答された自動車の使用状況によっては、減免の継続はできません。

5 自動車税の減免に関するお問い合わせ先

宮崎県税・総務事務所	電話：（０９８５）２６－７６０５
日南県税・総務事務所	電話：（０９８７）２３－７１３６
都城県税・総務事務所	電話：（０９８６）２３－４５１７
小林県税・総務事務所	電話：（０９８４）２３－３１９４
高鍋県税・総務事務所	電話：（０９８３）２３－０２１３
日向県税・総務事務所	電話：（０９８２）５２－４１４７
延岡県税・総務事務所	電話：（０９８２）３５－１８１１

宮 崎 県
